

西区制 80 周年記念ロゴマーク取扱要綱

制 定 令和 5 年 8 月 17 日

西区制 80 周年記念事業実行委員会事務局

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、令和 6 年に西区制 80 周年を迎えることを機に制定した、「西区制 80 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）」の使用について、必要な事項を定める。

(ロゴマークの使用目的)

第 2 条 ロゴマークは、西区制 80 周年を祝い、盛り上げ、西区全体の一体感を創出するために使用する。

(デザイン)

第 3 条 ロゴマークのデザインは、別紙のとおりとする。

(使用の届出)

第 4 条 ロゴマークの使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）は、事前に「西区制 80 周年記念ロゴマーク使用届出書(第 1 号様式)」を西区制 80 周年記念事業実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 報道機関が区制 80 周年の広報を目的で使用する場合
- (2) 個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合
- (3) その他事務局が使用届出を必要としないと特に認める場合

2 事務局は、ロゴマーク使用の届出（以下「届出」という。）に対し、この要綱の定めるところにより、その届出等を受理する。

(横浜市の使用)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、横浜市が行う事業等で使用する場合は、特に前条の届出は必要としない。

(使用期間)

第 6 条 ロゴマークを使用する期間は、この要綱を制定した日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(商品等への使用)

第7条 ロゴマークを商品に使用する者は、商品化にあたり、事前に事務局に相談することとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用する者は、使用するデザインについて西区制 80 周年記念ロゴマーク使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとする。

(使用の取消)

第9条 ロゴマークを使用する者が次の各号に該当する場合、事務局は、その使用禁止を求めることができる。この場合において、当該使用をした者に損害が生じても、事務局はその責めを負わない。

- (1) ガイドラインを遵守しなかった場合、又はこの要綱に違反した場合。
- (2) 他者の財産、プライバシー等を侵害するもの、又は侵害する恐れのあるもの。
- (3) 他者に不利益、損害を与えるもの、又はその恐れのあるもの。
- (4) 公序良俗に反するもの、又はその恐れのあるもの。
- (5) 犯罪行為、犯罪行為に結びつくもの、又はその恐れのあるもの。
- (6) 前条の規定によらず、営業活動、営利のみを目的とするもの、又はその準備を目的とするもの。
- (7) 他者の名誉、信用を毀損するもの。
- (8) その他、法律、法令、条例に違反するもの、又はその恐れのあるもの。
- (9) 政治活動、選挙運動又は宗教的活動に関するもの。
- (10) 自己の商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合。
- (11) その他、事務局がロゴマークを使用させることが不相当と認めるもの。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要事項は、事務局が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年8月17日から施行し、同日以後の届出に関するものから適用する。

西区制 80 周年記念ロゴマーク



CMYK：カラー印刷用



RGB：web 用



モノクロ印刷用